

諮問日：令和3年12月28日（令和3年度（最情）諮問第49号）

答申日：令和4年5月24日（令和4年度（最情）答申第6号）

件名：最高裁判所裁判官室の写真の撮影等を許可した際に作成し、又は取得した
文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の報道機関に対し、最高裁判所裁判官室の写真の撮影及びその公表を許可した際に作成し、又は取得した文書（令和3年の文書）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年11月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 特定の報道機関のホームページにおいて、最高裁判所裁判官室の写真が公表されていることからすれば、本件開示申出文書が存在するといえる。
- 2 最高裁判所裁判官は裁判所の業務に係る意思決定において極めて重要な役割を担っていることから襲撃の対象となるおそれが高く、最高裁判所裁判官室は極めて高度なセキュリティが要請される結果、その写真及び撮影場所は不開示情報に該当するとされている（平成29年度（最情）答申第27号参照）。

そのため、最高裁判所としては、最高裁判所裁判官室の写真の撮影及びその公表の許可は最高裁判所裁判官の襲撃につながる危険がある点で重大な意味を

持つはずであるから、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所では、撮影の案内をする職員等において、ルートや撮影時間の目安を把握するために、撮影日のスケジュールを記載した文書を作成した。当該文書は本件開示申出に係る文書であるが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であることから、事務処理上必要な期間である撮影終了時をもって、当該文書を組織内で共有又は保存する必要性がないと整理し、廃棄した。
- 2 苦情申出人は、特定の報道機関のホームページに最高裁判所裁判官室の写真が公表されているため、本件開示申出文書が存在する旨主張するが、本件開示申出に係る文書は上記1記載の文書のみであり、これ以外に作成又は取得した文書は存在しない。報道機関からの撮影等の申請に対し、具体的にいかなる方式で意思決定を行うかは、その性質上、個別に判断すれば足り、常に許可書等の文書を作成するわけではなく、本件については、許可書等の文書は作成していない。

なお、念のため、最高裁判所内を探索したが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月13日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年4月14日 審議
- ⑤ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、特定の報道機関による撮影に関し、撮影の案内をする職員等において、撮影のルートや時間の目安を把握するため

に、撮影日のスケジュールを記載した文書（以下「当該文書」という。）を作成したとのことであり、当該文書は、その内容を踏まえれば、本件開示申出文書に該当すると認められる。そして、当該文書が特定の報道機関による撮影のルートや時間の目安を把握するために作成されたものであり、撮影を終えればその目的は果たしたといえることからすると、事務処理上必要な期間である撮影終了時をもって、当該文書を組織内で共有又は保存する必要性がないと整理し、廃棄したとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、最高裁判所裁判官室の写真の撮影及びその公表の許可は最高裁判所裁判官の襲撃につながる危険がある点で重大な意味を持つはずであるから、本件開示申出文書は存在する旨主張する。しかし、報道機関からの取材の内容や目的は様々であることから、報道機関からの撮影等の申請に対し、具体的にいかなる方式で意思決定を行うかは、その性質上、個別に判断すれば足り、常に許可書等の文書を作成するわけではないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、苦情申出人が指摘する最高裁判所裁判官室の写真の公表態様を踏まえても、本件開示申出文書に該当する文書として当該文書以外に作成し、又は取得した文書は存在しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不自然な点は見当たらないから、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子